

広報



AJISU

# あじす

## お知らせ版

昭和60年

№.160

4 / 20

広報あじす 毎月5日 発行

お知らせ版 毎月20日 発行

山口県吉敷郡阿知須町

発行 阿知須町役場

電話 4111番(代) ☎754-12

印刷 よしの印刷株式会社



シートベルトの着用を呼びかける婦人会の役員

## つけていますか シートベルト

### 婦人会などが 着用を呼びかけ

春の交通安全健民運動が四月六日から十五日まで県下で行われました。

期間中の八日には、阿知須・井関の両婦人会や小郡交通安全協会阿知須支部の役員、小郡警察署の人たち約三十人が交通安全キャンペーン(宣伝)を行いました。

阿知須中学校近くの国道沿いで、通りかかった自動車や単車を警察官が止め、役員の人たちがチラシや人形、せんべいなどを配って「シートベルトやヘルメットの着用を、安全運転を心がけてください」と運転者一人ひとりに呼びかける方法でした。

しかし、自動車を運転していた人でシートベルトをきちんと締めていた人はチラホラといった状況でした。安全運転を呼びかける役員の人たちの「ぜひ着用を」という声に自然と力が入っていました。

このキャンペーンに参加した人たちは「阿知須町は、シートベルト着用宣言の町」。町民みんなでの運動を進めていくことが大切だと思っ。これからだんだん暑くなってくるが、シートベルトはきちんと締める習慣をつけるようにして欲しい」と話していました。

なお、町内で運転免許を所有している人は四月一日現在で三千七百八人余。二・三人に一人の割合で免許を持っていることになりました。

各課からのお知らせ

# みんなの制度や 手帳やがむりも

役場の仕事のなかで、みなさんの日常生活にかかわりのある制度や手続きはどんなものがあるのか、また、どの課がどのような仕事を担当しているのかなどをご紹介しましょう。 役場 電話4111

## 企 画 課

有線 2144

地区の行事を広報紙へ

あなたの地区内のできごとや催しなどを企画課までお知らせいただけませんか。広報紙で紹介して、地域の結びつきを深めていきたいと考えています。

広報紙の「まちの隅から」では、各地区や公民館、壮年会、婦人会などで行われた催しを掲載して町民のみならず

開発行為は申請を

へ話題を提供しています。内容によっては担当者が取材にかけます。代表者や幹事の方の連絡をお待ちしています。

三千方メートル以上の土地に建築物を建てようとするときは「開発行為申請書」。

五千平方メートル以上の土地を売買したり、売買の予約や賃貸したりするときは「土地売買等届出書」を県知事あてに提出しなければなりません。様式は企画課に備えてあります。

## 建 設 課

有線 2121

勝手にはできません  
道路、水路の加工や使用

宅地を造成するときなど勝手に公共の道路や水路に手を

加えたり、使ったりしてはいけません。道路にあるガードレールなども支障になるからといって勝手に取り除くことはできません。

この場合、道路や水路の管理者(国、県、町)の許可が必要です。事前に相談ください。

## 産 業 課

有線 2123

農地転用は事前に相談

農地を転用する目的で売買される場合、その農地が農業振興地域の農用地区域内にある場合には、所有権移転の制約を受けます。売買の予定がある場合は事前に町農業委員会へご相談を。

小さい負担、大きい保障  
中小企業労働者共済

県内の中小企業に働く人の福利厚生のために中小企業共済制度があります。一般従業員のほかに従業員二十人以下の企業、あるいは五人以下の小売・サービス業の事業主も加入できる制度です。死亡、傷害、入院、自宅治療、住宅災害、結婚、出生の場合、掛金や種別によって見舞金、祝金、療養費などが支払われます。負担額が小さく、保障が大きいのが魅力です。詳しいことは産業課におたずねください。

## 保 健 衛 生 課

有線 2122

国民健康保険の加入

誰もが何らかの健康保険に加入することになっています。勤め先等の健康保険の被保険者でない人は必ず国民健康保険(国保)に加入を。国保加入者が他の健康保険に加入したらずく届け出てください。

ごみは仕分けして出そう  
決められた場所、曜日に

燃えるごみと、燃えないごみ、有害物質(乾電池など)

浄化槽の設置は  
保健所へ届け出

は必ず分けて、決められた場所、曜日に出しましょう。

浄化槽を設置するときは、保健所への届け出が義務づけられています。この場合、設置基準に合った施設であり、近隣や排水路の下の人の同意を得ることが必要です。また、設置後は毎年一回以上、槽の清掃をすることも義務づけられています。設置前、設置後ともご留意ください。

## 総 務 課

有線 2113

交通事故相談は  
毎月第三木曜日

交通事故相談は毎月第三木曜日午前10時から町公民館で開かれます。お気軽にご利用ください。

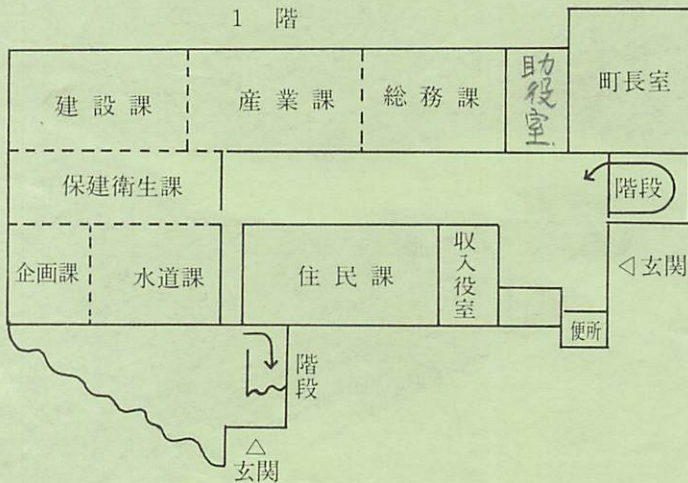
相談担当者は県交通対策課の職員です。

行政相談はお気軽に  
行政相談員は、国の行政事

務に関する住民の相談相手として、苦情や要望を国や県、市町村に通知・連絡し問題の解決を図るとともに、照会等に対し助言、教示(行政事務案内)を行います。

国の行政事務についての苦情、要望意見、照会等のある人は遠慮なくご相談ください。相談は無料で、秘密は守られます。

相談は、行政相談員の自宅や行政相談所で受け付けています。当町では橋本正夫氏(砂郷二区、電話三六四番)が総務庁長官から委嘱されています。



### 議会事務局

有線 2152

町議会を傍聴したいとき

本会議の傍聴は自由にてき  
ます。定例会は年四回(二月、  
六月、九月、十二月)開かれ  
ます。招集日などについては

議会事務局におたずねくださ  
い。

ただし、マイク、録音機、  
写真機、はち巻、腕章、たす  
き、リボン、ブラカード、旗  
のぼり、垂れ幕、かさの類を  
携帯したり、酒気をおびてい  
ると認められたりすると傍聴  
はできません。その他にも傍  
聴の禁止規則があります。係  
員の指示に従ってください。

### 住民課

有線 2132(福祉)  
2135(戸籍)

出生届けは十四日以内

戸籍の受け付けは休日も

出生届―出生届けは医師また  
は助産婦の証明を受けて十四  
日以内に届け出なければなり  
ません。母子健康手帳、印鑑  
も忘れずに。

死亡届―死亡届けは医師の証  
明を受けて七日以内に届け出  
ることになっています。印鑑  
が必要。

婚姻届―婚姻届けは本籍が一  
人とも町内の場合は一通、一  
人だけ町内の場合は二通、二  
人とも本町にない場合は三通  
必要です。

その他、養子縁組届、離婚  
届、転籍届けなどがあり、休  
日でも受け付けます。

戸籍や住民票の請求は  
郵便でも受け付けます

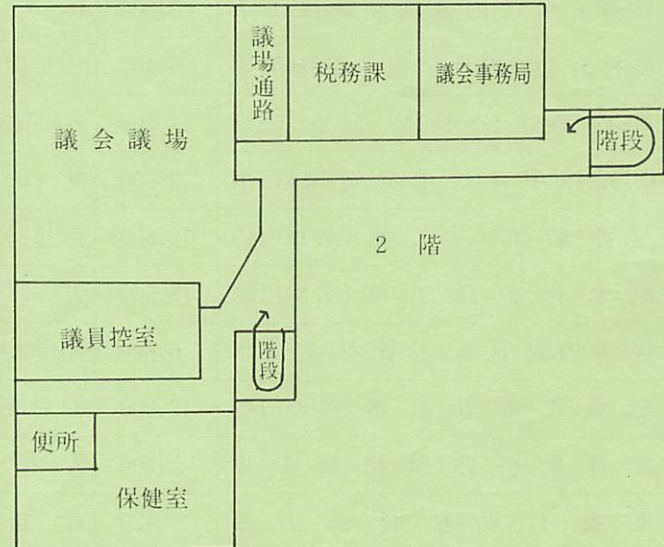
戸籍や住民票の謄抄本がい  
るときは住民票の窓口で申請  
することになっています。

遠隔地におられる人が請求  
されるときは郵便で受け付け  
ますが、その場合、定額小為  
替を利用されることをお奨め  
します。返送料は切手でもか  
まいません。

料金は次のとおり(一通)  
住民票 五人まで  
の 謄本 一〇〇円

六人、十  
人の謄本 二〇〇円  
抄本 一〇〇円  
戸籍 謄本 三〇〇円  
抄本 三〇〇円  
除籍 五〇〇円  
改製原戸籍 五〇〇円

(料金は直接申し込みでも、  
郵便での請求でも変わりませ  
ん)



### ねたきり老人の短期保護

ねたきり老人を介護してい  
る家族が、旅行、冠婚葬祭等  
で介護できないときは、一週  
間を限度としてお年寄りを特  
別養護老人ホームで預る制度  
があります。

### 基本料金を町が負担

まごころタクシー券  
身体障害者手帳一種または  
療育手帳Aを持っておられる  
人には年間二十枚のタクシー  
券を差し上げます。希望者は  
手帳と印鑑をお持ちください。  
基本料金を町が負担します。

### 税 務 課

有線 2153

税務の窓口のご案内

税務課には二つの係があり  
ます。

▽賦課徴収係―町県民税(法  
人税・県民税を含む) 軽自動  
車税、木材引取税、電気税、  
たばこ消費税、国民健康保険  
税を担当。

▽固定資産税係―固定資産税  
(都市計画税を含む) 特別土  
地保有税および車庫・資産証  
明などの事務。

### 災害など税の減免

町民税、固定資産税、特別  
土地保有税、軽自動車税につ  
いては、生活保護世帯、災害、  
障害などは一定の基準に応じ

て、減免の措置があります。  
それらの事由が生じた場合  
は相談ください。

### 税務関係の証明

所得、課税、納税、無職な  
どの証明書がほしいとき、あ  
るいは地籍図(分間図)を見た  
いときは税務課で取扱います。

### 納税義務の変更

軽自動車を取得したときや  
他の健康保険をやめて国民健  
康保険に加入するなど新しく  
納税義務が発生した場合はな  
るべく早く申告しましょう。  
また、逆に廃車したとき、  
他の健康保険に加入したとき  
も届け出ましょう。この場合  
納税義務がなくなったという  
手続きになります。  
用紙は税務課にあります。  
印鑑が必要です。

### 水 道 課

有線 2141

引っ越しのときは届けを

水道を利用されている人、  
あるいはこれから利用される  
場合、料金の損のないよう水  
道課へ届け出ておきましょう。  
▽引っ越しなどで水道の使用  
中止、開始するとき  
▽家の売買で水道の持ち主が  
代わる時  
▽留守などで長い間水道を使  
わないとき  
▽その他変更があるとき

### 水道工事は指定業者に

水道工事(家庭内の配管等)  
はすべて町の指定を受けた次  
の業者でなければ行うことが  
できません。( )内は電話  
番号。五十音 順

しかし、配水管からの距離  
や蛇口の数などによって、各  
家庭でまちまちだと思います。  
工事をお願いしようとする指  
定業者に見積ってもらおうと  
いでしょ。



この費用は、業者に直接お  
支払いいただくことにな  
ります。

# 昭和59年度 10月～3月建設工事の入札契約状況

工 事 名	落札金額	業 者 名	工 期	工 事 概 要
午二郎線舗装新設工事	千円 1,700	(有)藤岡組	59. 10. 16 59. 10. 31	(アスファルト舗装) 延長=244m 幅員=3.0~4.0m
南祝慶尺道路舗装新設工事	850	"	59. 10. 16 59. 10. 31	(アスファルト舗装) 延長=134m 幅員=2.4~4.7m
農業用排水1号岩倉前線改修工事1工区	17,200	(株)山本工務店	59. 10. 26 60. 2. 9	(プレハブ水路) 延長=470m 幅員=2.0~1.4m
農業用排水1号岩倉前線改修工事2工区	18,200	(有)石川建設	59. 10. 26 60. 2. 20	(プレハブ水路) 延長=608m 幅員=1.4m
農業用排水7号向井関線改修工事	10,000	(有)玉川建設	59. 10. 26 60. 1. 30	(プレハブ水路, ベンチフリューム) 延長=403m 幅員=1.4~0.6m
集落排水4号岩倉西前線改修工事	12,500	(有)阿知須建設	59. 10. 26 60. 2. 5	( " " ) 延長=475m 幅員=1.0~0.6m
圃場整備(河内引野地区)暗渠排水工事	15,000	(有)吉南土木工業所	59. 11. 1 60. 2. 20	コルゲートパイプ直径50mm 受益面積=14.1ha
後河原農道改修工事	2,890	(有)阿知須建設	59. 11. 1 59. 12. 20	延長=226m 幅員=3.00m
岡山個人墓地基礎工事	4,400	(有)石川建設	59. 11. 4 60. 2. 4	2.0×2.5m 柵 30ヵ所
引野水路改修工事	900	(有)吉南土木工業所	60. 2. 26 60. 3. 20	(ベンチフリューム) 延長=60m 幅員=600×600mm
農道6号河内線舗装新設工事	3,500	新光産業(株)	60. 2. 26 60. 3. 20	(アスファルト舗装) 延長=403m 幅員=4.0m
農村公園河内地区用地整備工事	3,400	(有)阿知須建設	60. 2. 26 60. 3. 25	面積=1,026㎡ 三方ブロック積
河内地区公民館新築工事	17,500	阿知須住宅協同組合	59. 10. 8 60. 2. 28	鉄骨平家造、床面積 171㎡ 敷地面積 1,000㎡
阿知須中学校中庭造園工事	2,050	亀田造園	59. 11. 20 60. 1. 31	石碑、石組他 カイズカイブキ他
配水管布設工事(第1工区)	12,800	宮重ポンプ店	59. 11. 20 60. 3. 10	ビニールパイプ 延長 直径 100mm→520m 50mm→449m 75mm→765m 30mm→115m
配水管布設工事(第2工区)	16,500	大澤商店	59. 11. 20 60. 3. 20	ビニールパイプ 延長 直径 100mm→1,145m 50mm→385m 75mm→368m 30mm→195m
寺河内地区配水管布設工事	6,800	阿知須水道共同企業体	59. 12. 10 60. 1. 31	铸铁管 延長 直径200mm→152m
配水管布設工事(第3工区)	17,000	中村昭三商店	60. 1. 10 60. 3. 20	ビニールパイプ 延長 直径 100mm→410m 50mm→160m 75mm→1,127m 30mm→168m
縦貫線街路樹植栽工事	3,500	大木芳樹園	59. 11. 26 60. 3. 10	アメリカカミズキ 26本 くろがねもち 187本
東条下水路改修工事	420	石川建設	60. 3. 11 60. 3. 20	延長 29.8m 幅員 40cm

### 加入率は最高の六二%

交通共済まだまだ入れれます

本町の交通災害共済は四月から新しい年度に入りましたが、加入者数は、四月十日現在で中学生以下の子ども千四百十五人、大人三千五百八十六人、七十歳以上のお年寄り五百七十六人、合計五千二百七十八(加入率六一・七一パーセント)で、この制度が始って最高の加入率となりました。

町内に住民登録または外国人登録をされている人ならいつでも加入できます。掛金は来年三月まで大人が五百円、老人と子どもが三百円。最高百万円までの見舞金を受けられます。

### 干拓地寄りに移動

「砂郷保育園」バス停

町営バスの「砂郷保育園」停留所が約五十メートル東に移りました。

停留所の停留所は十か所あり「砂郷保育園」は終・始発の停留所です。一般車両の

### 商業統計調査

#### 五月一日現在で実施

五月一日現在で商業統計調査が実施されます。

この調査は、商業の国勢調査ともいわれるもので、卸売業、小売業を営んでいるすべての商店を対象に行われます。

駐停車の都合で少し干拓地寄りとなりました。

### 納期限は五月底

#### 固定資産税の第一期分

今年の固定資産税の第一期の納期限は、五月底です。これは、今年が三年ごとの固定資産の評価替えの年に当たることなどによるものです。

### 町民運動会は

#### 五月十九日(日)

第二十九回町民運動会が次のとおり開かれます。

▽日時 五月十九日(日)

午前八時二十分選手整列、八時半入場行進

▽場所 阿中学校グラウンド

▽その他 大会の開催の合図として午前七時に花火を打ち上げます。

### ◆催しもの◆

(役ノ役場)

26日 麻しん接種(新井医院)

後二時

5月7日 乳幼児衛生教育(役、後一時)

調査の結果は、行政の施策を進めるうえで重要な基礎資料として利用されます。

調査は、商業統計調査員が、商店を直接訪問し、調査票に記入していただいて回収するという方法で行います。

提出される調査票は、統計法により厳重に秘密が守られますので正確な申告にご協力ください。